

論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

氏 名 HAILU Gebru Gebrehiwot

論 文 題 目 COMPARATIVE ANALYSIS OF
ETHIOPIAN ARBITRATION LAW AND THE UNCITRAL
MODEL LAW: ASSESSING THE LIMITS OF PARTY
AUTONOMY THROUGH ERROR OF LAW AND
INARBITRABILITY

論文審査担当者

主査 名古屋大学大学院法学研究科教授 横溝 大

委員 名古屋大学大学院法学研究科教授 渡部美由紀

委員 名古屋大学大学院法学研究科教授

COLOMBO Giorgio Fabio

論文審査の結果の要旨

I 審査論文の概要**1 論文の位置づけ**

本論文のテーマは、「エチオピア仲裁法と UNCITRAL モデル法の比較分析：法適用の過誤と仲裁付託不可能性を通じた当事者自治の限界についての評価」というものである。

本論文は、エチオピア仲裁法における当事者自治と国家裁判所による介入との間のバランスについて検討するものである。

2 本論文の構成

本論文は 6 章から成る。

先ず、第 1 章「序論」では、国際仲裁においては、仲裁手続や準拠法選択における当事者自治が金科玉条となっているものの、エチオピア法においては、エチオピアが 2020 年に、外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（ニューヨーク条約）に加入し、また 2021 年に新たな仲裁法を制定したにも拘らず、当事者自治の範囲が未だ不明確であることが指摘される。その上で、とりわけ行政契約の仲裁付託不可能性と、法適用の過誤に関する裁判所の再審査という点に照点を当てつつ、その範囲を出来る限り特定し、且つ、UNCITRAL モデル法と比較しながら現行エチオピア仲裁法の問題点を明確にする、という本論文の目的が示される。

第 2 章「仲裁付託不可能性、公序についての一般的正当化、及び、行政契約を仲裁から排除することの合理性」では、検討の出発点として、当事者自治を制限する二つの主たる事項である仲裁付託不可能性と公序に関し、その理論的基盤が確認される。先ず、夫々の概念の内容が確認された上で、何れの概念も公益に関するものであるという共通点を有していることや、国際仲裁と国内仲裁における仲裁付託不可能性に関する範囲の相違が指摘される。そして、最後に、以後の章における検討のために、行政契約の仲裁付託可能性について、国際仲裁においてそれが認められるようになるまでのフランス仲裁法改正と裁判例の動向が紹介される。但し、この点に関するフランスの展開における理論的枠組の欠如が、エチオピアも含めフランスから影響を受けた国々における仲裁付託可能性に関する議論の不明確さに繋がった点もまた指摘される。

第 3 章「エチオピアの視角から見た仲裁」においては、エチオピア仲裁法の特質を明らかにするために、エチオピア法全体の形成過程が示された上で、1960 年代の民法、1965 年の民訴法に含まれていた仲裁に関する規定が確認され、さらに、近時の新たな仲裁法の意義と問題点が分析される。より具体的には、エチオピアでは、1931 年、明治憲法に倣って憲法が導入されたものの、1950 年代までは部族の宗教・慣習法が規律していたこと、私法に関しては 1960 年代に法典化が進んだこと、比較法の大家、ルネ・ダヴィ

ドが民法典の起草に関ったこと、エチオピア社会による法典吸収のレベルや過程が分野により異なることが先ずは指摘される。次に、仲裁に関しては、フランスに影響を受けた民法における仲裁付託可能性の規定と、インドに影響を受けた民訴法における仲裁付託可能性の規定との間に齟齬があったこと、また、国際仲裁における主要な論点に関する嘗ての規定が紹介された上で、2020年のニューヨーク条約加入を踏まえ、2021年、UNCITRALモデル法に依拠して成立した新たな仲裁法における主要な規定が、主として当事者自治と裁判所による介入という観点から紹介される。その上で、モデル法と新たなエチオピア仲裁法とで異なっている点が3つ指摘され、批判的に分析される。すなわち、仲裁合意の締結の際に2名の証人の存在を要求している点、仲裁合意を締結する能力を判断する準拠法が不明確な点、及び、仲裁判断取消事由に収賄による仲裁判断が明記されている点である。

第4章「エチオピア法と準判例法システムによる行政契約の仲裁付託不可能性」では、行政契約の仲裁付託不可能性、及び、公序についてのエチオピアにおける規定・裁判例・学説が批判的に検討される。先ず、フランスにおける行政契約概念との対比において、エチオピア法における行政契約概念が不明確で混乱を齎していることが指摘された上で、現行エチオピア仲裁法において行政契約に関する紛争には仲裁付託可能性がないとされているが、一定の例外が認められており、行政契約概念の不明確さが、エチオピア仲裁法における仲裁付託可能性の範囲に不明確さを齎していることが指摘される。また、その際、英語版とアムハラ語版による規定の内容に齟齬があることも明らかにされる。さらに、行政契約を巡る紛争の仲裁付託不可能性に関するエチオピア連邦破棄院の判決が3つ紹介される。そこでは、行政契約の仲裁付託不可能性を破棄院がこれまで問題としたことはなく、そのため当事者自治の観点からは好ましい結果になっていることが確認される。最後に、公序に関するエチオピア法上の規定が確認される。そこでは、国内公序と国際公序との間に区別がなされていない点や用語の多様性が、国際仲裁の取消事由において公序が濫用される危険性に繋がることについての懸念が示される。

第5章「エチオピア仲裁システムの下での仲裁判断についての本案に関する裁判所による再審査」では、当事者の合意がある場合に控訴院での本案再審査を認めつつ、当事者による合意がない場合に法適用の根本的・基本的な過誤に基づく破棄院への申立を認める仲裁法49条が分析される。そこでは、同規定の賛否を巡る議論とともに、同規定の導入に至るこれまでの議論が確認される。その上で、この問題に関する2つの破棄院判決が極めて丁寧に紹介・分析され、両者が比較検討される。そして、これらの検討を踏まえ、エチオピアにおける仲裁判断の再審査という問題は、新法においても未解決のまま残されており、とりわけ仲裁地がエチオピアとなる国際仲裁に関して問題となる、と結論付けられる。

最後に、第6章「結語」においては、本稿の議論が要約されると共に、ニューヨーク条約加入も踏まえ、破棄院が仲裁判断の再審査について最低限のアプローチを採るべき

であること、また、仲裁合意の締結における形式的要件や行政契約の付託可能性に関して破棄院が公権的判断を下すことが推奨され、本論文は締め括られる。

II 評価

1 学問的寄与

本論文は、エチオピア国際仲裁法における当事者自治の制限、特に行政契約の仲裁付託不可能性と、取消、承認執行拒絶事由における裁判所による本案再審査の点を分析し、その問題点を指摘するものである。国際仲裁における当事者自治と国家裁判所の介入とのバランスの問題は、どの法域でも見られる問題であるが、投資受入国においては、国家による介入の範囲の広さがしばしば指摘されている。本論文は、エチオピア法における国家による介入の範囲の広さ、不明確さを示すと共に、同法を国際的水準に合わせることを提言するものであって、エチオピア仲裁法の今後の目指すべき方向を示しているという点で、意義があるものである。

また、本論文は、情報が極めて乏しいエチオピア仲裁法・国際仲裁法について、エチオピア法全般の発展の経緯についても論じつつ、20世紀以降の動向と裁判例、及び、近時の立法を詳細に分析するものであり、貴重である。とりわけ、2021年の新たな仲裁法についての紹介・分析や、入手が極めて困難であり現地語で書かれている破棄院判例を英語で紹介・分析した点には、非常に大きな意義があると言える。

2 本論文の問題点とそれに対する評価

他方、本論文には以下のような問題点も指摘出来る。

第一に、国際仲裁における当事者自治の尊重という国際的動向を、その是非について論じないまま所与のものとしてエチオピア仲裁法の評価基準として用いている点である。上述の国際的動向があるのはその通りであるが、そのような動向が意味するところは各法秩序により様々であり、とりわけ発展途上国においては、そのような動向に何処まで従うべきかが一つの論点足り得る。この点を論じず、現在の国際的動向を是として疑わない点にはやや不満が残る。

また、仲裁判断取消事由・承認執行拒絶事由としての公序についての分析は、規定の文言の多様性等一般的なものに留まっている。エチオピアにおいてこれまで裁判例がなかったため、具体的に論じることに困難があったことは理解出来るものの、それでも矢張り不十分さが残る。

さらに、本論文が、結論において、エチオピア法における国家による介入の範囲の広さ、不明確さを指摘し同法を国際的水準に合わせることを提言するに留まっており、より具体的な規定の改正又は解釈のあり方についてまで提言が至らなかったことにも物足りなさが残る。

最後に、全体として冗長であり、議論が微に入り細を穿つ箇所があって、筋を追うの

が楽ではないという点も指摘出来る。

以上のような問題点もあるものの、上述した通り、本論文は、エチオピア仲裁法の今後の目指すべき方向を示すものとして、また、情報が極めて乏しいエチオピア仲裁法・国際仲裁法について詳細に分析するものとして、博士（比較法学）に相応しい水準にあると高く評価出来る。

博士（比較法学）の判定基準に則してより具体的に述べれば、本論文は、エチオピアにおける国際仲裁法に関する具体的規定を批判的に分析するものであり、「アジア法整備支援」（体制移行に伴う法整備支援とそれに関する国際協力を始め、比較法学・比較政治学・国際関係の領域）に関わる実務的・理論的課題の発見・解決に貢献している (A) 上に、UNCITRAL モデル法を始め、比較法的手法が用いられている (B)。本論文のテーマは、申請者の母国であるエチオピアにおける国際仲裁法上の当事者自治の制限という問題を扱っており、また、本論文では英語という申請者の母語以外の言語を用いて関連の研究動向が分析され、それを前提に議論が進められている (C)。本論文は、エチオピア国際仲裁法における当事者自治の制限が国際的水準に副っているか、という問いに対し、行政契約の仲裁付託不可能性と、取消・承認執行拒絶事由における裁判所による本案再審査の点を分析した上で、同法は必ずしも国際的水準に副っていないとして、破棄院に最低限のアプローチを採ることを提言するものであり、問題設定が明確であり、且つ、設定した問題に対する自分なりの回答が出されていると言える (D)。さらに、本論文は、これまで殆ど検討の対象とされて来なかったエチオピア国際仲裁法における当事者自治の範囲を検討するものであり、独自性が認められる (E)。そして、論証は丁寧で、理論的にもしっかりしており、予想される批判に対する回答も用意されている (F)。このように、本論文は、判定基準を十分に満たすものとなっている。

III 結論

このような判断に基づき、審査委員会は、全員が一致して、本論文が名古屋大学大学院法学研究科の課程を経た博士（比較法学）の学位を授与するに相応しいものであるとの結論に達した。